

我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成24年告示第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第25 公共施設の管理者の同意等</p> <div data-bbox="167 586 791 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（公共施設の管理者の同意等） 略</p> </div> <p>1 本条は、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、公共施設の管理者の同意を得る等の手続を必要とすべき旨を定めることによって、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を期することを目的とした規定である。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)手続き</p> <div data-bbox="167 1243 791 1953" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条例】</p> <p>（事前協議）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（我孫子市開発行為検討会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>（協議書の締結）</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>（事前協議の変更）</p> <p>第9条 略</p> </div>	<p>第25 公共施設の管理者の同意等</p> <div data-bbox="820 586 1444 705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（公共施設の管理者の同意等） 略</p> </div> <p>1 本条は、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、公共施設の管理者の同意を得る等の手続を必要とすべき旨を定めることによって、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を期することを目的とした規定である。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)手続き</p> <div data-bbox="820 1243 1444 1953" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条例】</p> <p>（事前協議）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（我孫子市開発行為検討会の設置）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>（協議書の締結）</p> <p>第8条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>（事前協議の変更）</p> <p>第9条 略</p> </div>

2 から 4 まで 略

【規則】

(条例第 6 条第 1 項に規定する事前協議の手続)

第 6 条 略

2 及び 3 略

別表第 1 (第 6 条、第 10 条関係)

協議担当課		主な協議事項
企画総務部から消防本部まで 略	略	略
水道局	工務課	水道施設に関すること。
教育委員会教育総務部から農業委員会事務局まで 略	略	略

別表第 2 (第 6 条、第 10 条関係)
略

(条例第 6 条第 3 項の規則で定める

2 から 4 まで 略

【規則】

(条例第 6 条第 1 項に規定する事前協議の手続)

第 6 条 略

2 及び 3 略

別表第 1 (第 6 条、第 10 条関係)

協議担当課		主な協議事項
企画総務部から消防本部まで 略	略	略
水道局	給水課	水道施設に関すること。
教育委員会教育総務部から農業委員会事務局まで 略	略	略

別表第 2 (第 6 条、第 10 条関係)
略

(条例第 6 条第 3 項の規則で定める

開発行為)

第7条 略

(我孫子市開発行為検討会)

第8条 略

2から8まで 略

(条例第8条第1項、第9条第2項及び第15条第2号の規則で定める基準)

第9条 略

(条例第9条第1項に規定する事前協議の変更手続)

第10条 略

2及び3 略

開発行為)

第7条 略

(我孫子市開発行為検討会)

第8条 略

2から8まで 略

(条例第8条第1項、第9条第2項及び第15条第2号の規則で定める基準)

第9条 略

(条例第9条第1項に規定する事前協議の変更手続)

第10条 略

2及び3 略

第34 公益的施設

(開発許可の基準)

法第33条第1項 略

法第33条第3項 略

政令第27条 略

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

政令第29条の2 略

1及び2 略

3 開発行為の規模が20ha未満の場合の公益的施設等の設置又は整備等

【条例】

(義務教育施設、保育施設、学童保育施設及び医療施設の設置等)

第34 公益的施設

(開発許可の基準)

法第33条第1項 略

法第33条第3項 略

政令第27条 略

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

政令第29条の2 略

1及び2 略

3 開発行為の規模が20ha未満の場合の公益的施設等の設置又は整備等

【条例】

(義務教育施設、保育施設、学童保育施設及び医療施設の設置等)

第24条 略

(自動車駐車施設)

第25条 略

(自転車駐車施設)

第26条 略

【規則】

(条例第24条の規則で定める施設)

第13条 略

2 条例第24条の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

別表第4 (第13条第2項関係)

区分	基準
1 義務教育施設から5 その他の公益施設まで 略	略

(条例第25条に規定する自動車の駐車施設の設置基準)

第14条 条例第25条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 共同住宅等の敷地内に設ける居住者等の用に供する自動車の駐車場(自走式駐車場及び機械式駐車場を含む。次号において同じ。)は、予定建築物内において計画する住戸数

第24条 略

(自動車駐車施設)

第25条 略

(自転車駐車施設)

第26条 略

【規則】

(条例第24条の規則で定める施設)

第13条 略

2 条例第24条の規則で定める基準は、別表第5に掲げるとおりとする。

別表第5 (第13条第2項関係)

区分	基準
1 義務教育施設から5 その他の公益施設まで 略	略

(条例第25条に規定する自動車の駐車施設の設置基準)

第14条 条例第25条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 共同住宅等の敷地内に設ける居住者等の用に供する自動車の駐車場(自走式駐車場及び機械式駐車場を含む。次号において同じ。)は、予定建築物内において計画する住戸数

に別表第5に定める計画住戸数に対する割合を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の台数を確保しなければならない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅、学生寮その他これらに類する共同住宅等について、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

別表第5（第14条関係）

区分		計画住戸数に対する割合
市街化区域	商業地域、近隣商業地域	50%
	その他の地域	80%
市街化調整区域		100%

(3)及び(4) 略

2 略

（条例第26条に規定する自転車の駐車施設の設置基準）

第15条 略

第43 敷地面積の最低限度

（開発許可の基準）

法第33条第4項 略

（条例で建築物の敷地面積の最低限

に別表第6に定める計画住戸数に対する割合を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の台数を確保しなければならない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅、学生寮その他これらに類する共同住宅等について、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

別表第6（第14条関係）

区分		計画住戸数に対する割合
市街化区域	商業地域、近隣商業地域	50%
	その他の地域	80%
市街化調整区域		100%

(3)及び(4) 略

2 略

（条例第26条に規定する自転車の駐車施設の設置基準）

第15条 略

第43 敷地面積の最低限度

（開発許可の基準）

法第33条第4項 略

（条例で建築物の敷地面積の最低限

度に関する基準を定める場合の基準)

政令第29条の3 略

【条例】

(敷地面積の最低限度)

第16条 本文 略

- (1) 市街化区域 135 平方メートル
- (2) 略

2 略

【規則】

(条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合の敷地面積の最低限度等)

第11条 本文 略

- (1)及び(2) 略

度に関する基準を定める場合の基準)

政令第29条の3 略

【条例】

(敷地面積の最低限度)

第16条 本文 略

- (1) 市街化区域 (第3号に掲げる区域を除く。) 135 平方メートル

(2) 略

- (3) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)第2条第1号に規定する区域のうち規則で定める区域 200平方メートル

2 略

【規則】

(条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合の敷地面積の最低限度等)

第11条 本文 略

- (1)及び(2) 略

- (3) 次項に定める区域 2の宅地を限度として165平方メートル以上とすることができる。この場合において、165平方メートル以上の面積の適用を受けることとなった宅地以外の宅地の面積の最低限度は、200平方メートル以上とす

	<p>る。</p> <p><u>2 条例第16条第1項第3号の規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。</u></p> <p><u>3 開発区域内に配置される宅地</u> <u>が前項に定める区域と第1項第1号又は第2号に定める区域の双方に属することとなるときは、各々の宅地について、宅地の過半の属する区域の規定を適用する。</u></p> <p><u>別表第4（第11条第2項関係）</u></p> <p><u>高野山（市街化調整区域を除く。）、</u> <u>寿2丁目、緑1丁目、緑2丁目、</u> <u>白山1丁目、白山2丁目、</u> <u>白山3丁目、船戸1丁目、船戸2</u> <u>丁目及び船戸3丁目の各区域の一</u> <u>部</u></p>
<p>例図12 略</p> <p>第56 沿道施設</p> <p>法第34条 略</p> <p>（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な建築物等）</p> <p>政令第29条の8 略</p> <p>【条例】</p>	<p>例図12 略</p> <p>第56 沿道施設</p> <p>法第34条 略</p> <p>（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な建築物等）</p> <p>政令第29条の8 略</p> <p>【条例】</p>

(法第34条第9号の規定により政令で定める建築物等を目的とした開発行為の接道基準)

第27条 略

【規則】

(条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道)

第16条 条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 別表第6に定める市道の区間
別表第6 (第16条関係)

市道の路線名	区間
00-003号線から00-038号線まで 略	略

1 略

(法第34条第9号の規定により政令で定める建築物等を目的とした開発行為の接道基準)

第27条 略

【規則】

(条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道)

第16条 条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 別表第7に定める市道の区間
別表第7 (第16条関係)

市道の路線名	区間
00-003号線から00-038号線まで 略	略

1 略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。